

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和元年 12 月 11 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 9 日）から付託された事件（議案 2 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 27 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 12 月 11 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑については、できるだけ簡潔に行われますよう、重ねてお願いいたします。執行部答弁につきましても、同様をお願いします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 2 件について、審査を行います。それでは、議案第 1 号「令和元年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正から第 4 条 地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、企画政策課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 おはようございます。補足説明は特にございませぬ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 補足説明は特にございませぬ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それでは歳入歳出補正予算事項別明細書の 26 ページ、27 ページの諸支出金、13 款 1 項基金費についてお尋ねをいたします。今回、平成 30 年度決算の決算剰余金の一般会計の 3 億 3,066 万 4,000 円を財政調整基金に積み立てるということになっています。当該年度の当初予算において、財政調整基金から 5 億円を取り崩すと。それで財源不足に対応して予算編成が行われています。これを、今、予算執行途中でありますけれども、これを額面どおりに受け取ると、年度末の現在高見込額というのが、見込みが 21 億 5,557 万 1,000 円ということになります。それで、もちろんこれは現在、財政調整基金から 5 億円を取り崩しているということにはなっていませんけれども、年度末まで不測の事態に備えて若干の上下することがあるかもしれません。それでちょっとお尋ねしたいのは、今、予算編成作業に入っていますけれども、来年度の令和 2 年度の予算編成において財政調整基金、取り崩さないと予算編成というのがなかなか難

しいのかなというふうにも想定されるわけですが、財政調整基金の取り崩しを想定されているのかどうかについて1点お尋ねいたします。

長尾財政課長 現在、今、委員さんのお話にもありましたように、来年度の予算査定ということで各課のヒアリングを実施しているところでございます。そういう関係もございまして、明確なご答弁というのがなかなか難しいところがございますが、元年度におきまして大型事業が終了するということから、令和2年度の当初予算規模というものは小さくなるというふうに考えております。しかしながら、今後のまちづくりにおきまして書くことができない事業も多数ございます。そういう面では財源不足ということも想定されるというふうにも考えております。そういうことからいたしますと、財政調整基金の活用ということも検討せざるを得ないというふうには考えているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。次に、高齢福祉課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀市民福祉部審議監 高齢福祉課につきまして補足説明は特にございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、健康増進課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀市民福祉部審議監 健康増進課につきましては、補正予算書 22、23 ページ、第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」第2目「母子保健事業費」の012「母子保健指導事業」におきまして、母子保健情報の利活用を促進するため、乳幼児健診における受診の有無等の電子化した情報について、受診者がマイナポータル等を活用し、子ども時代における検診、妊婦検診等の利益が確認できるよう、また、転居時に市町村間で情報の引き継ぎが円滑に行えるよう、その情報利益を一元的に管理する仕組みを構築するためのシステム改修費 363 万円を計上させていただいております。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:38 —

— 再開 9:40 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 それでは議案第1号に係る農林課所管の補正予算について補足説明をさせていただきます。歳出では予算書 23 ページからになりますが、

まず第6款農林水産業費の第1項「農業費」の説明コード010「中山間地域等直接支払交付金事業」につきましては、協定農用地面積が増加したことと、油谷地区の浅井集落協定が「スマート農業推進型」のモデル地区に認定されたことから、地域営農体制緊急支援試行加算により、交付金が追加されますので、追加分を予算計上しております。また、第2項「林業費」の説明コード030「有害鳥獣捕獲・駆除・被害防止等対策事業」及び、24ページの第11款「災害復旧費」の第2項「農林水産業施設災害復旧費」の説明コード010「現年農地農業用施設災害復旧事業」並びに、第6項「その他公共施設・公用施設災害復旧費」の説明コード010「現年その他公共施設・公用施設災害復旧事業」につきましては、別添の補正予算説明資料に記載しておりますとおりです。最後に、予算書5ページになりますが、第3表「債務負担行為補正」のうち、俵山多目的交流広場指定管理料及び里山ステーション俵山指定管理料につきましては、令和元年度末をもって、現行の指定管理期間が満了することから、改めて、令和2年度から4年度までの3年間を指定管理期間とするともに、それぞれの指定管理料の限度額を定めております。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

先野委員 今、少し説明が部長の方からありましたけど、予算事項別明細ページが23ページ、説明資料が1ページになると思います。鳥獣害に強い集落づくり事業の予算的な措置の434万9,000円になります。この時期に計上した理由についてまずお伺いします。

光井農林課長 まずこの三ヶ村地区、境川地区につきましては以前から地元要望といたしまして、柵の設置の要望を受けていたというところがございます。今回、県の負担金事業の追加要望があったことからこれに申請をするものでございます。

先野委員 今まではこの保護柵というか、高さですよ。高さについては確か1.8メートルだったと思います。これが今回2.1メートルということで書いてあると思いますが、これ30センチ高くなったことで、効果ですよ。議会報告会等でも僕たちがいろいろまわらせていただいた時にも、なかなかこの防護柵が意味がないというような話もされています。検証等についても何かあればお伺いします。

光井農林課長 委員さんがご指摘のように、30センチ上げることでこれまでシカ柵を飛び越えて侵入するというようなお話も各市民の方から聞かれているということでございます。従いまして、立地的にやはり山際とか川や崖の下等に設置されている、立地的に柵のかさ上げが必要な箇所につきましてはこれを施工することで侵入を防ぐことが、一応の効果が出てくるというふうに考えてい

るところでございます。ただし、柵の設置をしたことによりまして、河川とか生活道路からやはり侵入する箇所が限定されることが考えられます。そこにつきましてはやはり捕獲檻等の罠による駆除活動。こちらのほうに集落ぐるみで取り組んでいただいて、集落でエサの管理とか、罠の見回り等、こちらは猟友会とも連携をした取り組みを今後進めていこうと考えていたところでございます。

重廣委員 関連でございますが、先ほどの説明によりますと、もともと各地区から要望が出ていたと。そしてこのたび、三ヶ村地区と境川地区に決定したというふうに言われましたが、その他まだまだ出ているのではないかと思います。これからの計画等が分かりましたら教えていただきたいと思います。

角谷農林課長補佐 今現在、市のほうに直接的にかさ上げというような要望が出ている個所は、農林課の方には届いておりません。10月くらいに市のほうからいわゆる柵事業の要望調査、そういったものを行っております。その中で、いろいろそういう要望も出てきている可能性がありますので、そういったものを今から検証させていただきまして、その要望に対応していきたいなというふうに考えております。

林委員 それでは歳入歳出補正予算書、補正予算事項別、24ページ、25ページで、11款の「災害復旧費」「農林水産業施設災害復旧費」ですね。2項の。先ほど光永部長のほうからも若干の補足がありましたけれども、いくつかお尋ねいたします。まず1点目は補正予算説明資料にもありますけども、この補助率。国庫補助金 80%と。通常分 50%、増高分 30%とありますけど、通常分及び増高分のそれぞれの内容について説明をしてください。

光井農林課長 通常分ということですけども、こちらは農林水産業施設災害復旧事業費、国庫補助の暫定措置に関する法律によりまして、農地につきましては50%、農業施設については65%補助というふうになっているところでございます。また、増高分につきましては令和元年災より国の運用見直しにより農地については農地被災箇所1カ所以上、耕作者1名以上となりまして、また、農業用施設につきましては被災箇所1カ所以上、耕作者2名以上が対象となったため、最低限見込まれる30%分を予算計上したというところでございます。

林委員 ここには受益者1名、この今の計算でいくと、3月、農家さんの負担額というのは50万円になりますね。それで昨年の12月定例会の一般質問中で重村委員が、災害における受益者負担金の軽減の要綱、あるいは規則等の改正に向けてご質問をされているんですけど、その時の答弁、到達点を踏まえて、その後どうなったのかという、それと今回の災害復旧について、これとの関わりはというふうになっているのかという。

光井農林課長 まず重村委員の一般質問の後、受益者負担軽減のために要綱の

改正につきまして、課内で制定前までの段階まで進んでいたというところがございますけども、先ほど説明いたしました令和元年度災から運用の見直しということで、国が運用の見直しを行いました。これまでの地元負担金が半減することから、要綱の改正は見送ったということでございます。要綱の改正の具体的な内容につきましては長門市土地改良事業補助金交付規則で定めます単独市費の土地改良事業にかかります受益者負担率2分の1、補助金の上限が100万円ということでございます。これとの均衡を保つために、補助災害復旧事業につきましても地元負担金の2分の1、これにつきましても補助金上限100万円というものを市費で負担する方向で進めているということの経緯でございます。

重廣委員 今のところなんですが、これは油谷地区1箇所と書いてあります。この油谷地区1箇所に選定された理由を教えてくださいと思います。

光井農林課長 それではお答えをさせていただきます。まず、この8月の豪雨で災害の受付をいたしましたのが、市内17件ございました。内訳につきましては、農地が10件、施設が7件というふうになっているところでございます。このうち、国の災害復旧事業の対象になる箇所につきましては、農地が3箇所ということでございます。国の災害につきましては、40万円以上の事業費が国の災害の対象となるというところでございます。この3箇所のうち、2箇所につきましては、耕作がされていない耕作放棄地であったために、国の災害の補助対象外というふうになりました。従いまして、残り1件が今回の申請の要件というふうになっておるところでございます。

重廣委員 地元負担金、受益者負担と言いますか、50万円ですよね。かなり高額ではないかと思えます。ただ、今の話で言いますと国の対象とならなかったから。小さい災害ですよね、そのところもいろいろあったというふうに伺いましたけれども、この今の250万円なんですが、工事内容ですね。工事内容について説明願いたいと思えます。

光井農林課長 工事内容につきましては、まず、この現場につきましては延長が13メートル、高さが5メートルの法面が崩れたものでございます。復旧方法につきましては、フトンカゴを三段積みまして法面の復旧をするというものでございます。以上でございます。

重廣委員 金額的にも国の補助が利用できる対象工事となったために、指定されたという話でしたけれども、他にもいろいろあると思うんですよ。先ほど林委員の話ではありませんが、是非、小さいところもどうにか受益者負担を少なく、低減しながらいろいろ復旧工事のほうを努めていただきたいと思います。

重村委員長 答弁は必要ですか。答弁をお願いします。

光井農林課長 今、議員のご指摘のとおり、やはり災害復旧につきましては、

被災された方の早期の復旧と言いますか、営農に資するものにつきましては早急な対応が必要だということになってまいります。小規模な小災のものにつきましても、市単独での補助事業もございますので、それを活用しながら皆様の方に復旧のほうの助言と言いますか、支援をしてみたいというふうに考えております。

重村委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようにしたら、他の質疑をお受けいたします。

重廣委員 説明資料の 2 ページ目でございます、現年その他公共施設、公用施設災害復旧工事なんですけど、これはおそらく二位ノ浜のことだろうと思います。私も月曜日に数名で現地を調査に行かせていただいたんですが、この中で堆積土撤去工としてボリュームとして 300 立米と書いてありますよね。水路に溜まっている土砂のことだろうと思うんですが、この 300 立米の計算根拠と申しましょうか、大変私も疑問に思ったんですけど、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

角谷農林課長補佐 お答えいたします。300 立米という数字につきましては、あくまでも暫定的な数字と言いますか、それで考えております。その算出根拠につきましては、今から説明させていただきます。現況の水路勾配、そこには水路があるんですが、水路に土砂が溜まっているというふうになっておりまして、その水路勾配は土砂により閉塞しているため不明であります。実際に土砂が溜まっていますので、深さというのはよく分からないという状況でございます。ただ、こちらの方もある程度そういったことを想定と言いますか、過去のそういったデータを基にデータを出しております。それに基づいてちょっと計算をしております、まず水路勾配を 1.0 パーセントと想定いたしまして、流出した土砂の高さから掘削の深さですね。それを 1.5 メートルから 1.8 メートルといたしております。その土砂の天端幅から山側の掘削勾配と、駐車場側のブロック積み勾配、こういったものもある程度計算で出しまして、10 メートルピッチで断面を検討して掘削土量を算定したところでございます。だから、10 メートルごとに土量を出して、延長が全部で 40 メートルでございますので、それを足した数字が約 300 立米になっているというふうになっております。

重廣委員 かなり苦勞されて概ね 300 立米というふうに出されたのではないかと思います。そこで、撤去工ですから残土処理が発生するのではないかと申すんですが、この残土の処理方法としてどのような方法を考えておられるか説明願います。

光井農林課長 残土の搬出先でございますけれども、こちらは基本的に境川の公共残土処分場の方に搬出するというふうにしておりますけれども、土砂の活用というものにつきましても、流出土の状況を見て活用できるものにつつま

しては、大型土嚢のこちらの方に活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

重廣委員 この度はこの水路の土砂の撤去のみですね。あそこは現場に行かれたら分かりますけれども、すぐ上に治山堰堤がございます。見えませんが、その 100 メートルぐらい上にもう一つございます。話によりますと、その治山堰堤、コンクリートダムと言ったら分かり易いですかね。そのダムの裏に堆積土、満タンになって段々、下へ下へ下がってくるわけですね。その治山堰堤の後ろの堆積した泥の処理というのは、今後どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

光井農林課長 それではお答えをさせていただきます。まずやはり、堰堤の天端からもやはり盛り上がり、土が今溜まっている状況でございますので、これにつきましては、浚渫除去していただくということで県の方に今、県の実施をお願いをしているという状況でございます。なお、また奥の方には、谷止めの堰堤の方につきましても、新たな建設につきましても県と今協議・検討をしているという段階でございます。

重村委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、他の質疑をお受けしたいと思います。ご質疑はございませんか。農林課所管でございます。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

早川建設部長 それでは議案第 1 号一般会計補正予算、都市建設課所管について補足説明をいたします。予算書は 24 ページ、25 ページ、予算説明資料は 2 ページになります。第 11 款「災害復旧費」第 3 項「公共土木施設災害復旧費」については、本年 8 月末の豪雨により被災した市道二位ノ浜線支 1 号道路災害復旧事業ほか、道路災害 1 件、河川災害 4 件及び単独の小規模災害 5 件について早急に復旧する必要があることから予算計上するものでございます。なお、予算書は 4 ページになりますが、第 2 表「繰越明許費」については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許を行うものでございます。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 予算説明資料 2 ページ、予算書 25 ページで、現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、国庫補助事業、単独事業とも、各々の予算の詳細が分かりましたらお教え願います。

波多野都市建設課長 まず国庫補助事業の 6 件分、合計 1 億 1,210 万円の内訳でございます。上から市道大江中線が 510 万円、市道二位ノ浜線支 1 号が 7,700

万円、二条窪川第 1 工区が 550 万円、同じく第 2 工区が 1,200 万円、大河内川支線が 810 万円、最後湯之後川が 440 万円となっております。単独事業の 5 件につきましては、単独事業の上限であります 60 万円×5 件で計 300 万円。合わせまして 1 億 1,510 万円の内訳でございます。

先野委員 今予算の内訳を言われたと思います。予算負担割合等災害復旧費の具体的な内容について伺います。

波多野都市建設課長 国庫負担法によるものについては、国が 3 分の 2 です。残りのうちが 3 分の 1 です。なお、市の負担分については起債充当率が 100%でございます。この借り入れたうちの 95%が交付税措置される予定です。

先野委員 予算配分が言われたと思います。あそこでもちょっと聞いたんですけど、二位ノ浜線の 7,700 万円について、復旧内容について。かなり大きいので伺います。

波多野都市建設課長 二位ノ浜線の 7,700 万円についてでございますが、復旧工法を決定する過程におきまして、盛土による復旧案が約 2 億。構造物による復旧案が 2 億 1,000 万円。今回申請しております現存の位置ではなくて別のルートを設定する案の 3 案を比較した結果、最も安価な今回の別ルートを設定する案を採用しております。

先野委員 現地でもお聞きさせていただいたんですが、かなり、現場を 12 人で行かせて、さっき重廣委員も言われておりましたが、かなり崩壊しておってですね、二次災害等も本当に大丈夫なんだろうかなと思うんですが、その点について伺います。

波多野都市建設課長 現場でもお話はさせていただきましたけども、復旧工事については事前に国土交通省と協議しながら決めております。現地での災害査定においても査定官からも今回の別ルート案での復旧案が妥当であるとのご意見も頂戴しておりまして、この点は大丈夫かなと思っております。

先野委員 今いろいろ質疑をされましたけれど、中平委員からもありましたけど、この国庫補助事業についてと単独事業についても現場の復旧工事等いろいろあると思いますけど、内容はどのようなものが一番多くてどのような形でやられるのかをお伺いして質疑を終わります。

波多野都市建設課長 二位ノ浜線以外についての復旧方法ですけども、全て護岸をブロック積みで復旧します。

先野委員 少しあれですけど、国庫補助事業についてもだいたい今言われた、護岸の関係というか崩壊を直すという形でよろしいでしょうか。

波多野都市建設課長 全て復旧方法はブロック積みで考えております。

重廣委員 先日は現地調査ありがとうございました。おかげさまで市道大江中線と市道二位ノ浜線支 1 号ですか、現場がよく分かりまして質疑が少ないんじ

やないかと思っています。その中で、先ほど、おられましたから分かると思いますが、残土処理の件なんですけど、道を付け替えるということは当然残土が発生してまいると思います。その残土を伺いますと、やはり公共残土捨て場のほうに持っていくと言われました。農林課のほうで大型土嚢 1 トン袋ですよ、あれを備蓄と言いますか、現場に置いて災害に備えると同時に危なそうなところには積み替えるという方法で残土を少し少なくするというふうな話があったんですが、この 100% 残土を持って行かれるんですか。あそこはやはりいろいろ下まで降りてみますと、えぐれたり何かしているところがありますので、災害用に置いておくとか、そういう計画がないかそれだけ伺いたいと思います。

中尾都市建設課技術補佐 残土につきましては、元々現況が沢地形でありますので、降雨時には水が溜まりやすく、既設盛土の上に現場処理するのは、盛土をするのは、新たな崩壊を誘発する恐れがありますので難しいと考えております。このため、境川の残土処分場にて処分するように考えております。大型土嚢につきましては、今後の現場の状況等も判断いたしまして、先ほど議員ご指摘の備蓄等についても考えていきたいと考えております。

重廣委員 分かりました。最後に 1 点だけ。現地視察調査で見させていただきましたところ、先ほど先野委員のお答えの中で「全てブロック積みです」というのがありました。今補助の件で 6 ヶ所ございますよね。一部の市道のそばのブロック積みというのは間知ブロックというやり方なんですけど、ほかの河川、3 番、4 番、5 番、6 番、つまり二条窪から湯ノ後線ですよ、これも全て環境ブロックにされたというふうに聞いたんですが、そのブロックの種類ですよ。それを教えていただきたいと思います。

波多野都市建設課長 河川の護岸につきましては、同じブロック積みと申しましても、河川環境型のブロックで積算しております。その中で山口県の共通単価で予算計上しておりまして、何種類かブロックは選定されます。それをどのブロックを選ぶかは受注された業者さんの自由でございます。

重廣委員 それも事前に伺ったんですが、環境ブロックというのは数種類ございます。応札された業者によって種類が違うというののもどうかなというののもちよっと思うんですよ。たとえば市の災害復旧ですからこのブロックを使ってください、あまりこのブロックと指定しますと今度は独占禁止法とか何とかいうところにかかってくるかもしれませんが、所々災害復旧された場所が全部違うというのがどうかなと。そのあたりの見解を教えていただきたいと思います。

波多野都市建設課長 河川ブロックを選定するにおきまして、河川の縦断こう配とか、河川の曲線とかある程度ブロックが選定されます。その中で災害の件数が多いと言いますか、ブロックの生産とかそのへんの山口県内の事情とかも

ありますので、長門市でこのブロックを使ってくださいという指定は考えておりません。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 03 —

— 再開 10 : 05 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育委員会所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 それでは補足説明を申し上げます。教育委員会所管につきましては、債務負担行為の1件のみになります。補正予算書の5ページ「第3表 債務負担行為補正」でございしますが、小学校大会・行事等に係るバス借上料として81万9,000円、中学校大会・行事等に係るバス借上料として448万3,000円の債務負担行為を計上しております。このバス借上料につきましては、小中学校の大会や行事において、児童生徒を送迎する貸切バスを借り上げるものでございますが、年々バスの確保が困難になってきております。年度当初の4月にはさっそく中体連の大会が開催されますが、早めに入札契約を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 06 —

— 再開 10 : 07 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は10時25分からとします。

— 休憩 10 : 08 —

— 再開 10 : 25 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第17号「令和元年

度長門市一般会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 給与改定に伴う一般職と特別職の人件費調整を行うものです。一般職の給与月額につきましては、初任給を大卒 1,500 円、高卒 2,000 円を引き上げ、これを踏まえ若年層職員の給与改定を行うとともに勤勉手当を年間 0.05 月分引き上げるもので、今回の改定によりまして職員一人当たりの年間平均給与支給額が 2 万 3,900 円程度増加します。また、特別職の期末手当につきましても、これまでと同様人事院勧告を基本に、県内他市や一般職との均衡を考慮し、0.05 月分引き上げ、一般職と特別職の給与改定に伴う共済費も合わせて予算措置を行うものです。

重村委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。